

大江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

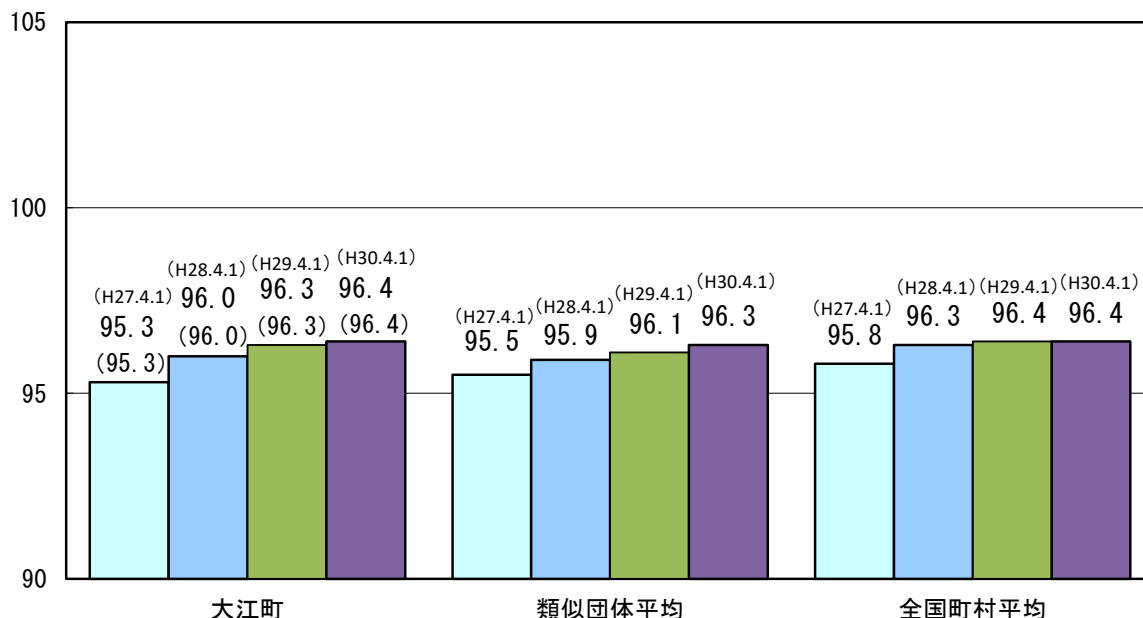
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件费率 B/A	(参考) 平成28年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	8,403	5,362,216	217,090	864,308	16.1	15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	99	341,691	46,858	143,709	532,258	5,376	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当負担金を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本町は、山形県の人勤に準じて給与改定を行っている。県内の他市町村と比較すると本町はラスパイレス指数が下から4番目と低く、全国町村平均よりも下回っている。今後、ラスパイレス指数が上昇しても全国町村平均並にとどまるものと見込まれる。

(4) 給与制度の総合的見直し実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国及び県の見直し内容を踏まえ、若年層においては最大2.3%の引き上げ、高齢層については最大2.1%の引下げとなっている。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大江町	39.5 歳	296,900 円	327,960 円	318,384 円
山形県	44.2 歳	340,900 円	424,600 円	368,000 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大江町	49.3歳	12人	301,200 円	324,400 円	319,843 円	—	—	—	—
うち調理員(学校給食員)	49.1歳	4人	306,500 円	321,325 円	316,275 円	調理師	41.9歳	228,100 円	1.41
うち自動車運転手兼業務員	51.3歳	6人	306,900 円	338,266 円	332,008 円	自家用乗用車運転者	55.8歳	207,500 円	1.63
山形県	49.8歳	495人	336,500 円	377,100 円	356,000 円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.5歳	5人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大江町	—	—	—
うち調理員(学校給食員)	5,287,200 円	3,106,800 円	1.70
うち自動車運転手兼業務員	5,470,304 円	2,945,200 円	1.86

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年度の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤働手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		大江町	山形県	国
一般行政職	大学卒	182,100 円	182,100 円	179,200 円
	高校卒	149,300 円	149,300 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	144,700 円	— 円
	中学卒	135,500 円	131,700 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

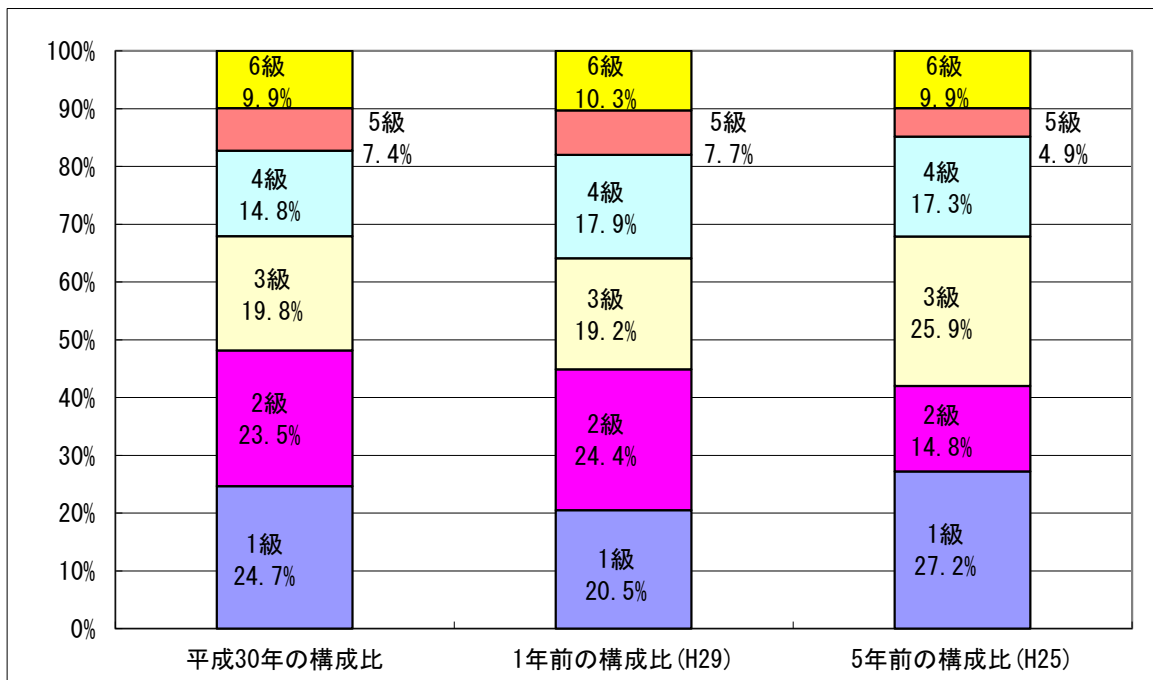
区分		経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	286,200 円	351,900 円	404,500 円
	高校卒	— 円	319,200 円	358,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	275,000 円	283,800 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

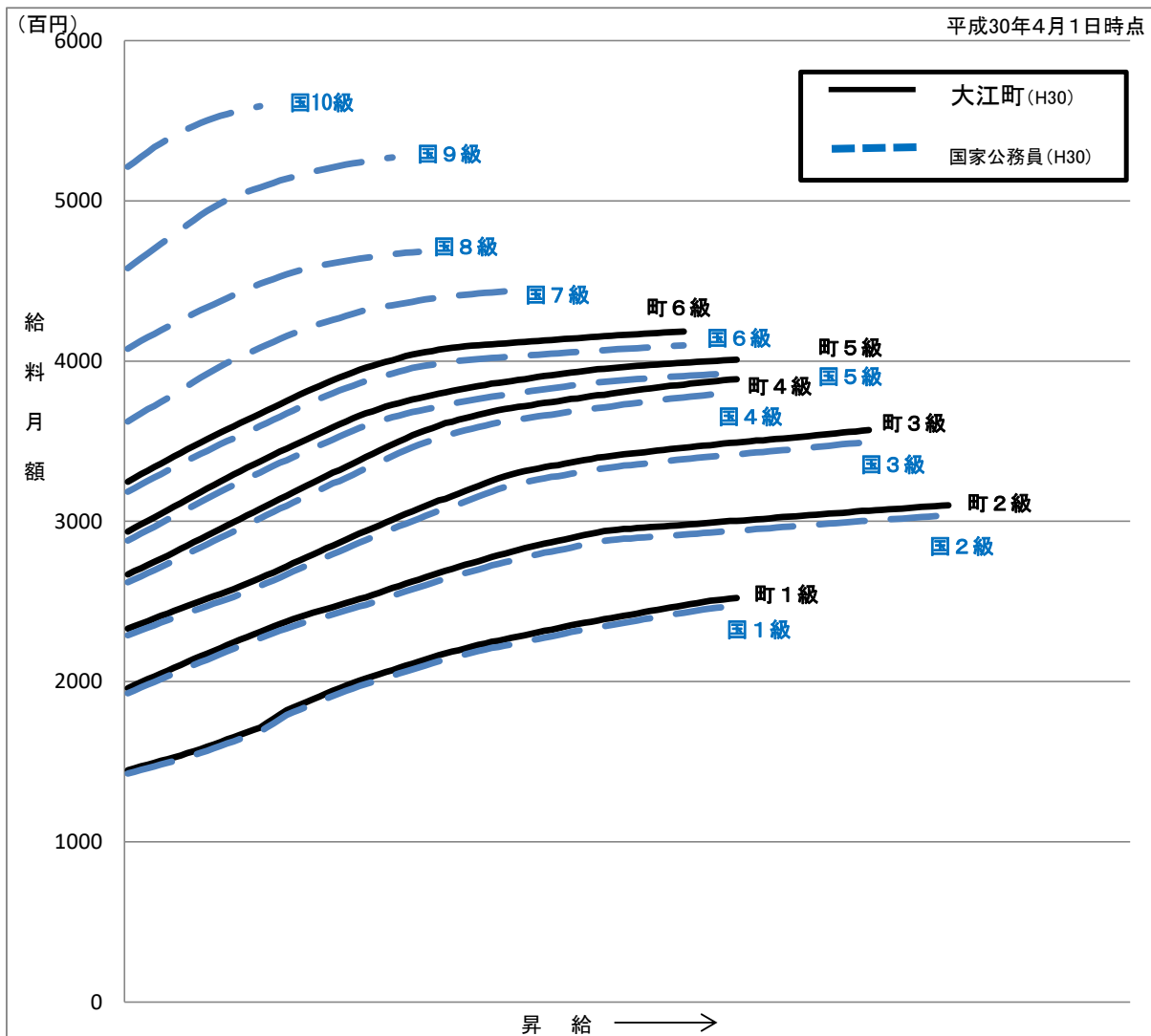
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事	20人	24.7%	144,700円	252,100円
2級	主任	19人	23.5%	195,900円	310,100円
3級	係長	16人	19.8%	233,000円	357,000円
4級	主査	12人	14.8%	266,900円	388,700円
5級	課長補佐、主幹	6人	7.4%	293,500円	400,900円
6級	課長	8人	9.9%	324,800円	418,500円

- (注) 1 大江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大江町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大江町	山形県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,414 千円	1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,707 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大江町）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

大江町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	18,057 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

本町に地域手当の制度はございません。

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	0 千円	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	0 千円	1件当たり2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	13,915 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	131 千円
支給実績（平成28年度決算）	15,623 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	146 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用職員（短時間勤務）を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		11,994 千円	239,886 円
住居手当	自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家 限度額 27,000円	同じ		3,338 千円	256,754 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 37,200円	異なる	交通用具使用 限度額 31,600円	3,808 千円	63,458 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当（11月から3月まで、各給料日に支給） ・限度額 17,800円	同じ		6,436 千円	59,588 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・課長 給料月額10% ・主幹 給料月額8%	異なる	俸給の特別調整額として46,300円～139,300円を支給	4,884 千円	488,436 円
日直手当	日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・1回につき4,200円	同じ		1,012 千円	12,977 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	820,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 345,000 円	
	副 町 長	640,000 円	653,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	320,000 円	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	270,000 円	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	255,000 円	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成29年度支給割合) 3.15 月分		
	副 町 長	(加算措置の状況) 給料月額40%		
	議 長	(平成29年度支給割合) 3.15 月分		
	副 議 長 議 員	(加算措置の状況) 給料月額40%		
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	一般職員に同じ		
通 勤 手 当	町 長 副 町 長	一般職員に同じ		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	82万円×勤続月数×0.567	2,231 万円	任期毎又は退職時
	備 考	64万円×勤続月数×0.331	1,016 万円	任期毎又は退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

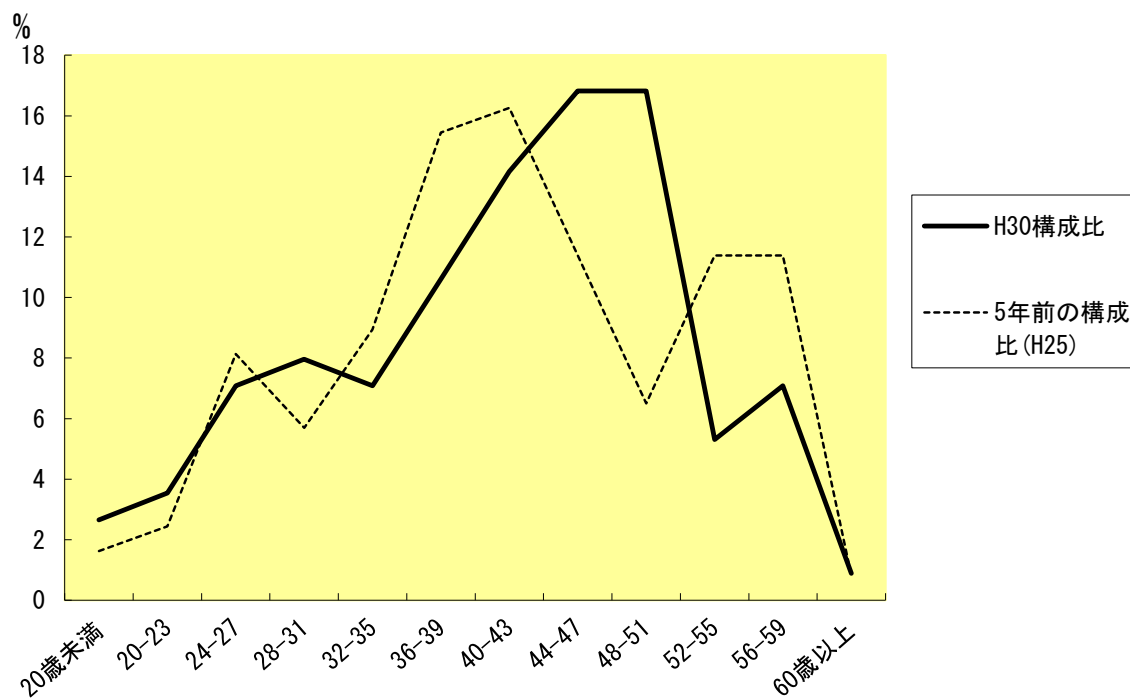
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成29年		
普 通 行 政 部 計 門	議会	1	1		
	総務	26	25	1	県への派遣
	税務	7	7		
	農林水産	12	11	1	欠員補充
	商工	4	4		
	土木	10	8	2	欠員補充
	民生 衛生	15 6	18 6	▲ 3	事務の民間等委託
	計	81	80	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.04 人)
	教育部門	18	19	▲ 1	事務処理体制の見直しによる減
	小 計	99	99	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 129.23 人)
公 営 企 業 等	水道	2	2		
	下水道	3	3		
	その他	9	9		
	小 計	14	14		
合 計		113 [137]	113 [137]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.48 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	4人	8人	9人	8人	12人	16人	19人	19人	6人	8人	1人	113人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	85	83	83	82	80	81	▲4 (▲4.7%)
教育	22	21	21	20	19	18	▲4 (▲18.2%)
消防							0
普通会計計	107	104	102	99	99	99	▲8 (▲7.5%)
公営企業等会計計	16	15	14	14	14	14	▲2 (▲12.5%)
総合計	123	119	116	113	113	113	▲10 (▲8.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	235,284	497,444	16,728	7.1	7.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	2	8,180	1,167	3,360	12,707	6,354	6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。退職手当負担金も含んでいない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
大 江 町	44.8 歳	370,200 円	513,558 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市除)の水道事業(簡易水道事業合)に関する数値。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大江町		大江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,664 千円		1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,391 千円	
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分	期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

大江町			大江町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	17,810 千円	

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

本町に地域手当の制度はございません。

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	0 千円	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	0 千円	1件当たり2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	203 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	102 千円
支給実績（平成28年度決算）	97 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	45 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）である。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （平成29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		523 千円	261,600 円
住居手当	自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家 限度額 27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 37,200円	同じ		30 千円	30,000 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当（11月から3月まで、各給料日に支給） ・限度額 17,800円	同じ		178 千円	89,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・課長 給料月額10% ・主幹 給料月額8%	同じ		0 千円	0 円